

鳥取県告示第582号

漁船法（昭和25年法第178号）第19条の規定により漁船の登録を取り消すことに伴い、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成24年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成24年9月12日（水）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7
鳥取県境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）